

一関市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和3年11月22日(月) 午後1時～2時30分

場所 一関保健センター 多目的ホール

1 開 会

2 市長あいさつ

3 諮 問

4 会長あいさつ

5 会議録署名委員の指名

6 議 事

諮問第1号 一関市国民健康保険条例の一部改正について【資料1、資料2】

諮問第2号 令和3年度一関市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

【資料3】

7 答 申

8 その他

9 閉 会

一関市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期：令和元年8月1日～令和4年7月31日)

委員選任区分	氏名	所属等	委員就任日	新再	備考
被保険者代表	沼 倉 恵 子		令和2年4月24日～	新任	
	千 葉 真美子		令和元年8月1日～	新任	
	熊 谷 房 代		平成31年1月17日～	再任	
	金 今 君 江		令和元年8月1日～	新任	
保険医・保険薬剤師代表	寺 崎 公 二		令和2年9月23日～	新任	
	杉 内 登		令和元年8月1日～	新任	
	金 沢 純 一		令和元年8月1日～	新任	
	小笠原 慈 夫		平成23年8月1日～	再任	
公益代表	岩 本 孝 彦		令和元年8月1日～	新任	
	小野寺 ヨシ子		令和元年8月1日～	新任	
	佐 藤 福		平成29年8月1日～	再任	
	熊 谷 百合子		平成29年8月1日～	再任	
被用者保険等代表	鈴 木 和 久		令和2年11月2日～	新任	
	小野寺 栄 悦		平成27年1月15日～	再任	
	小枝指 重 夫		令和3年7月6日～	新任	

【諮問第 1 号】

一 関市国民健康保険条例の一部改正について

一 関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

一 関市国民健康保険条例（平成17年一関市条例第108号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万6,000円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万2,000円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

一関市国民健康保険条例 改正内容

【要 旨】

出産育児一時金の額について、健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

【内 容】

1 経緯

- ・ 国民健康保険における出産育児一時金は、保険者が条例に基づき行う任意給付（国民健康保険法第58条）であり、支給額については市が独自に定めることが可能だが、これまで国の基準と同額としてきた。
- ・ 今般、国の基準が見直されることから、引き続きこれに準拠することとし、基準に合わせた額に改正する。

2 出産育児一時金について

出産育児一時金は、出産育児一時金として定める額に、「産科医療補償制度」加入分娩機関で出産した場合においては当該補償制度の掛金を基準として定める額を加算して支給している。支給額の国基準はそれぞれ次により設定されている。

- (1) 出産育児一時金として定める額（以下「本体分」）については、協会けんぽ等の被保険者に適用される「健康保険法施行令」の規定による額
- (2) 産科医療補償制度の掛金を基準として定める額（以下「加算分」）については、掛金の実額

3 条例改正の内容

産科補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げとなるが、健康保険法施行令の規定による額を40万4,000円から40万8,000円に引き上げ、国基準の支給総額として現行の42万円を維持するとされたことから、これに合わせて次のとおり改める。

	出産育児一時金（本体分）	産科医療補償制度掛金分（加算分）	支給総額（上限）
現 行	40万4,000円	1万6,000円	42万円
改正案	40万8,000円	1万2,000円	42万円

※ 加算分は産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合に限り支給

4 施行期日 令和4年1月1日

5 経過措置

この条例による改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和3年度一関市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

【直営診療施設勘定】

〔歳入〕

（単位：千円）

款	項	目	補正前 予算額	補正額	補正後 予算額	説明
5 繰入金	1 繰入金	1 繰入金	217,061	△ 5,606	211,455	新型コロナウイルスワクチン個別接種促進交付金及び新型コロナウイルスワクチン接種時間外等派遣事業費補助金の交付に伴う一般会計繰入金の減額
9 県支出金	1 県補助金	新型コロナウイルスワクチン個別接種促進交付金	0	5,472	5,472	新型コロナウイルスワクチンの個別接種を促進するため、交付される交付金
9 県支出金	1 県補助金	2 新型コロナウイルスワクチン接種時間外等派遣事業費補助金	0	134	134	時間外・休日に新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場へ医療従事者を派遣する医療機関に交付される補助金
歳入合計			217,061	0	217,061	



令和3年11月22日

一関市長 佐藤善仁様

一関市国民健康保険運営協議会
会長 佐藤 福

答 申 書

本日諮問のあった下記事項について、本協議会を開催し審議した結果、相当と認め諮問どおり答申いたします。

記

諮問第1号 一関市国民健康保険条例の一部改正について

諮問第2号 令和3年度一関市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について



国年第07035号

一関市国民健康保険運営協議会
会長 佐藤 福 様

一関市国民健康保険事業の運営に関し、下記事項について諮問します。

記

諮問第1号 一関市国民健康保険条例の一部改正について

諮問第2号 令和3年度一関市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和3年11月22日

一関市長 佐藤 善 仁